車輌貸渡約款

第１章／ 総 則

第１条（約款の適用）

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「車輌」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、第３８条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。

２　当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第２章／予　約

第２条（予約の申込み）

借受人は、車輌を借り受けるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、当社指定の書式により、あらかじめ車種、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、カーナビゲーションシステム等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。なお、マイクロバスについては、運行区間又は行先、利用者人数及び使用目的も借受条件として明示して予約の申込みを行うものとします。

２　当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有する車輌の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第３条（予約の変更）

借受人は、前条第１項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けるものとします。

第４条（予約の取消し等）

借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

２　借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を１時間以上経過しても車輌貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

３　前２項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

４　当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

５　事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第５条（代替車輌）
当社は、借受人から予約のあった車種の車輌を貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種の車輌（以下「代替車輌」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。

２　借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種を除き予約時と同一の借受条件で代替車輌を貸し渡すものとします。なお、代替車輌の貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替車輌の車種の貸渡料金によるものとします。

３　借受人は、第１項の代替車輌の貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

４　前項の場合において、第１項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰する事由によるときには第４条第４項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還します。

５　第３項の場合において、第１項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときには第４条第５項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第６条（免責）
当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第４条及び第５条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第７条（予約業務の代行）
借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。
代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第３章／貸　渡　し
第８条（貸渡契約の締結）
借受人は第２条第１項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができる車輌がない場合又は借受人若しくは運転者が第９条第１項若しくは第２項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

２　貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第１１条第１項に定める貸渡料金を支払うものとします。

３　当社は、監督官庁の基本通達（注１）に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第１４条第１項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注２）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。

（注１）
監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「車輌に関する基本通達」（自旅第 286 号 平成１８年３月３０日）の２．(10)及び(11)のことをいいます。

（注２）
運転免許証とは、道路交通法第９２条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第１９条別記様式第１４の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第１０７条の２に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

４　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに当社が指定する補助書類の提示を求め、及び提示された書類の写しをとることがあります。

５　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従います。

６　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、支払方法を指定するものとし、借受人はこれに従います。

第９条（貸渡契約の締結の拒絶）
借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
（１）貸し渡す車輌の運転に必要な運転免許証の提示をせず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
（２）酒気を帯びていると認められるとき。
（３）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
（４）チャイルドシートがないにもかかわらず６才未満の幼児を同乗させるとき。
（５）暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

２　借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
（１）当社が特に認めた場合を除き、予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
（２）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他の当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。
（３）過去の貸渡しにおいて、第１７条各号に掲げる行為があったとき。
（４）過去の貸渡し（他の車輌貸渡事業者による貸渡しを含みます。）において、第１８条第６項又は第２３条第１項に掲げる行為があったとき。
（５）過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
（６）当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
（７）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
（８）別に明示する条件を満たしていないとき。
（９）その他、当社が適当でないと認めたとき。

３　前２項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第１０条（貸渡契約の成立等）
貸渡契約は、借受人の貸渡契約締結の申込みに対する当社の承諾を以て成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

２　車輌の引渡しは、第２条第１項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。なお、車輌の燃料は満タンの状態で引渡しを行うものとします。

第１１条（貸渡料金）
貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
基本料金、補償料、オプション料金、燃料代、その他の料金

２　基本料金は、車輌の貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第１４条第１項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。

３　第２条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い貸渡料金によるものとします。

４　貸渡料金については細則で定めるものとします。

第１１条の２（貸渡料金改定）
当社は、細則で定める貸渡料金を毎年４月および10月に改定を行うことができるものとします。改定を行う場合には、適用月の前月末日までに当社の営業所への掲示および借受人へ通知を行います。ただし、貸渡期間中の場合には、適用月を含む３か月間猶予するものとし、当該期間中は改定前の料金を適用します。

第１２条（借受条件の変更）
借受人は、貸渡契約の締結後、第８条第１項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

２　当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第１３条（点検整備及び確認）
当社は、道路運送車輌法第４８条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施した車輌を貸し渡すものとします。

２　当社は、道路運送車輌法第４７条の２（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

３　当社は、道路運送車輌法第６２条（継続検査）に定める自動車検査をし、必要な検査を実施するものとします。

４　借受人又は運転者は、前３項の整備または検査が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によって車輌に整備不良がないことその他車輌が借受条件を満たしていることを確認するものとします。

５　当社は、前項の確認によって車輌に整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第１４条（貸渡証の交付、携帯等）
当社は、車輌を引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

２　借受人又は運転者は、車輌の使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

３　借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第４章／使　用
第１５条（管理責任）
借受人又は運転者は、車輌の引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもって車輌を使用し、保管するものとします。

第１６条（日常点検整備）
借受人又は運転者は、使用中に、車輌について、毎日使用する前に道路運送車輌法第４７条の２（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

２　前項の整備において、次の各号に定める消耗部品については、自動車メーカーが指定する純正品又はこれに準ずるもの（以下「純正品等」といいます。）を使用するものとし、当該整備における費用は借受人又は運転者が負担するものとする。
（１）ワイパーゴム。ただし、借受開始から６か月未満の不良かつ借受人又は運転者の極端な使用を起因としない場合を除く。
（２）エンジンオイル。ただし、借受開始からの走行距離が３,０００ｋｍ未満の場合又は借受期間が２か月未満かつ１日あたりの走行距離が１００ｋｍ未満の場合を除く。
（３）オイルエレメント。ただし、借受開始からの走行距離が１０,０００ｋｍ未満の場合を除く。
（４）電球。ただし、借受開始から３か月未満の不良かつ借受人又は運転者の極端な使用を起因としない場合を除く。
（５）ウォッシャー液。ただし、借受開始時における車輌タンク分を除く。

３　借受人又は運転者が前２項の規定に違背し、当社がこれを実施した場合には、借受人又は運転者は前２項に定める整備に要した費用を当社の請求に従い、負担するものとします。

第１７条（禁止行為）
借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
（１）当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく車輌を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
（２）車輌を所定の用途以外に使用し又は第８条第３項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
（３）車輌を転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
（４）車輌の自動車登録番号標又は車輌番号標を偽造若しくは変造し、又は車輌を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
（５）当社の承諾を受けることなく、車輌を各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
（６）法令又は公序良俗に違反して車輌を使用すること。
（７）当社の承諾を受けることなく車輌について損害保険に加入すること。
（８）車輌を日本国外に持ち出すこと。
（９）その他第８条第１項の借受条件に違反する行為をすること。

２　本条、第１８条又は第２３条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

第１８条（違法駐車の場合の措置等）
借受人又は運転者は、使用中に車輌に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

２　当社は、警察から車輌の放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、直ちに車輌を移動させ、若しくは引き取るとともに、取扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、車輌が警察により移動された場合には、当社の判断により、自ら車輌を警察から引き取る場合があります。

３　当社は、前項の指示を行った後、借受人又は運転者による違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、借受人又は運転者は当該確認に協力するものとします。処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。 また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

４　当社は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報（個人番号を除く）を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の４第６項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

５　借受人又は運転者は、次に掲げる場合における当社からの請求費用の負担および指定期日までの支払いに同意するものとします。

（１）第２項ないし第４項の規定によって当社による指示等の対応が生じた場合、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）。
①駐車違反違約金（放置違反金相当額×２００％）
②探索に要した費用及び車輌の移動、保管、引取り等に要した費用

（２）当社が道路交通法第５１条の４第１項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合、借受人若しくは運転者の探索に要した費用を負担した場合、または車輌の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合、次に掲げる金額（以下「放置違反金相当額および駐車違反関係費用」といいます。）。
①放置違反金相当額
②駐車違反違約金（放置違反金相当額×２００％）
③探索に要した費用及び車輌の移動、保管、引取り等に要した費用

６　当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国車輌協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。

７　第６項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第５項第３号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第６項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

８　借受人又は運転者が、第５項２号に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた放置違反金相当額および駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第７項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

９　第６項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第５項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第５章／返　還
第１９条（返還責任）
借受人又は運転者は、車輌を借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

２　借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

３　借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内に車輌を返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第２０条（返還時の確認等）
借受人又は運転者は、当社立会いのもとに車輌を返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗し

た箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。通常使用を超える摩耗等があった場合の費用は借受人又は運転者が負担するものとします。

２　借受人又は運転者は車輌の燃料を引渡し時と同様に満タンの状態で返還するものとします。ただし、次の各号に定める価格（以下「燃料費」といいます。）に従い満タンの状態に復する費用を負担する方法に代えることができものとします。なお、燃料費を変更する場合、当社は新たな燃料費の適用月の前月末日までに当社営業所に掲示するものとし、掲示を行った価格を適用月以降の燃料費とします。
（１）ハイオク２１０円（１リットルあたり、税別）
（２）ガソリン２００円（１リットルあたり、税別）
（３）軽油１８０円（１リットルあたり、税別）

３　借受人又は運転者は、車輌の返還にあたって、車輌内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、車輌の返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

４　本条第１項の規定について、次の各号に該当するときは、借受人又は運転者は別に定める追加料金を負担するものとします。
（１）車輌が軽トイレカー、快適トイレカーである場合において、し尿タンクが空の状態でないとき
　　追加料金 15,000 円

５　前４項の規定は、第１３条に定める整備または検査に伴い、借受人又は運転者が車輌を返還する場合に準用するものとします。

第２１条（借受期間変更時の貸渡料金）
借受人又は運転者は、第１２条第１項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第２２条（返還場所等）
借受人又は運転者は、第１２条第１項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

２　借受人又は運転者は、第１２条第１項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所に車輌を返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

　返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×３００％

第２３条（不返還となった場合の措置）
当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所に車輌を返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国車輌協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。

２　当社は、前項に該当することとなったときは、車輌の所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、

勤務先等の関係者への聞取り調査や車輌位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

３　第１項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第２８条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、車輌の回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第６章／故障、事故、盗難時の措置

第２４条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中に車輌の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

２　第１項の場合において、借受人又は運転者は書面その他これに代わる同等の方法により当社の事前の承諾を得た場合に限り、当社の負担において借受人又は運転者の指定する工場で車輌の修理を行うことができるものとします。ただし、当社の事前の承諾において、当社の負担において行う車輌の修理の範囲、内容及びその金額を明示し、当社が承諾した範囲、内容及びその金額に限るものとし、当社の承諾を得ずに行った車輌の修理の一切は借受人又は運転者がその負担と責任を負うものとします。なお、この場合の原状回復等が必要となった場合の一切の費用は借受人又は運転者が負担するものとします。

第２５条（事故発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中に車輌に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

（１）事故発生日を起算日として３日以内に事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

（２）前号の指示に基づき車輌の修理を行う場合は、当社の事前の承諾を得た場合（第２４条２項を準用）を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

（３）事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

（４）事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

２　借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

３　当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

４　当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車輌について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。

５　当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第２６条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中に車輌の盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

（１）直ちに最寄の警察に通報すること。

（２）直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

（３）盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第２７条（使用不能による貸渡契約の終了）
１　使用中において故障、事故、盗難その他借受人又は運転者の責に帰する事由（以下「故障等」といいます。）により車輌が使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

２　借受人又は運転者は、前項の場合、車輌の引取り及び車輌修理等原状回復に要する一切の費用を負担するものとし、当社は貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第３項又は第５項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

３　故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替車輌の提供を受けることができるものとします。なお、代替車輌の提供条件については、第５条第２項を準用するものとします。

４　借受人が前項の代替車輌の提供を受けないときは、当社は車輌が使用できなくなった日から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金は請求しないものとします。なお、当社が代替車輌を提供できないときも同様とします。

５　故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、車輌の引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、借受人は当社から代替車輌の提供を受けることができるものとします。なお、代替車輌の提供条件については、第５条第２項を準用するものとします。また、借受人が前項の代替車輌の提供を受けないときは、第４項の定めによるものとします。

６　借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、車輌を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第７章／賠　償　及　び　補　償
第２８条（賠償及び営業補償）
借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けた車輌の使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

２　前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、車輌の汚損・臭気等により当社がその車輌を利用できないことによる損害については別に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第２９条（保険及び補償）
借受人又は運転者が第２８条第１項の賠償責任を負うときは、当社が車輌について締結した損害保険契約及び当社の定める補償基本契約により、次の保険金が支払われます。**保険金及び補償内容は毎年４月および10月に改定を行うことができるものとし、改定を行う場合には、適用月の前月末日までに当社の営業所への掲示および借受人へ通知を行います。ただし、貸渡期間中の場合には、適用月を含む３か月間は適用を猶予するものとし、当該期間中は改定前の保険金及び補償内容を適用します。**

（１）対人補償
　　１名あたり　無制限

（２）対物補償
　　１事故あたり　無制限（免責金額　２０万円）

（３）搭乗者傷害補償
　　１名あたり　　５００万円
　　入院保険金日額　７５００円
　　通院保険金日額　５０００円

（４）車輌補償
　　車輌時価（免責金額　２０万円）
　　なお、車輌引取りに伴うレッカー移動費用は３０万円が上限（免責金額２０万円）

２　第１項に定める免責金額は、当社との契約（この約款を含む一切の契約関係をいいます）に基づき貸し渡した一切の車輌において、借受人又は運転者が初めて第２８条第１項の賠償責任を負うときをいい、２回目以降については第１項に定める免責金額は各免責金額の２倍とします。

３　保険約款又は補償基本契約の免責事由に該当する場合には、第１項に定める保険金は支払われません。

４　貸渡約款に違反した場合には、第１項に定める保険金は支払われません。
５　保険金が支払われない損害及び第１項の定めにより支払われる保険金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、特約により第１項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

６　当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

７　第１項第２号又は第４号に定める保険金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。

第８章／貸渡契約の解除
第３０条（貸渡契約の解除）
当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第９条第１項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちに車輌の返還を請求することができるものとします。この場合、当社は貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第３１条（中途解約）
借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、別途定める規定に該当するときを除き、貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

２　借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

中途解約手数料＝
｛(貸渡契約期間に対応する基本料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)｝×５０％

第３２条（貸渡契約の拒絶）
当社は、借受人又は運転者が次の各号の一に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
① 暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると当社が認めるとき。
② 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
③ 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡時の運転者とが異なるとき。
④ 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。以下同じ。）において、当社の承諾なくレンタカーを転貸し、又は法令若しくは公序良俗に違反してレンタカーを使用したことがあったとき。
⑤ 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があったとき。

第３３条（貸渡契約の解除）
当社は、借受人又は運転者が貸渡期間中に次の各号の一に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が受領した貸渡料金を返納しないものとします。
①　この約款に違反したとき。
② 借受人又は運転者の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
③ 前条各号に該当することとなったとき。

第９章／個　人　情　報
第３４条（個人情報の利用目的）
当社が借受人又は運転者の個人情報（個人番号を除く）を取得し、利用する目的は次のとおりです。
（１）道路運送法第８０条第１項に基づく車輌の事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
（２）貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
（３）個人情報（個人番号を除く）を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

第３５条（個人情報の登録及び利用の同意）
借受人又は運転者は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報（個人番号を除く）が、全レ協システムに７年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国車輌協会及びこれに加盟する各地区車輌協会並びにこれらの会員である車輌事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
（１）当社が道路交通法第５１条の４第１項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
（２）当社に対して第１８条第５項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
（３）第２３条第１項に規定する不返還があったと認められる場合

第１０章／雑　則
第３６条（相殺）
当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第３７条（消費税）
借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第３８条（遅延損害金）
借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率１４．６％の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第３９条（細則）
当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

２　当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第４０条（準拠法）
この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第４１条（合意管轄裁判所）
この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則
本約款は、２０２０年7月１日から施行します。

附 則
この改正は、２０２１年１１月３０日から施行します。

附 則
この改正は、２０２４年6月１日から施行します。

附 則
この改正は、２０２５年4月１日から施行します。

(本約款の変更)
本約款は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は効力発生時期が到来

するまでに店頭表示、当社のウェブサイトまたはその他相当の方法により周知いたします。